

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	【融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達あるいは切迫】 ・積雪期にマグマ噴火が発生し、火砕流による融雪型火山泥流が居住地域まで到達あるいは切迫	各レベルに該当する現象がみられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ、総合的に判断する。
4	【融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の可能性】 ・積雪期に、火砕流による融雪型火山泥流が居住地域まで到達するようなマグマ噴火の発生が予想される場合	
3	【火口から 2 km を超えて 4 km 程度以内に影響を及ぼす噴火、あるいは居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火の可能性】 ・ごく浅部を震源とする火山性地震がさらに増加（レベル 2 の基準よりも規模大あるいは回数多） ・火山性微動の発生（レベル 2 の基準よりも規模大あるいは継続時間長） ・溶岩ドームの形成・成長 ・火口から 2 km 程度まで大きな噴石を飛散させる噴火が断続的に発生 【火口から 2 km を超えて 4 km 程度以内に影響を及ぼす噴火、あるいは居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生】 ・火口から 2 km を超えて火砕流、融雪型火山泥流あるいは溶岩流が流下 ・火口から 2 km を超えて 4 km 程度以内に大きな噴石が飛散	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった、または、噴火せず、左記の現象がみられなくなった場合。 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生したが、その後、噴火の発生がない、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。
2	【火口から概ね 2 km 以内に影響を及ぼす噴火の可能性】 ・明瞭な火山性微動（弥陀ヶ原及び中飯場観測点で最大振幅が約 100 $\mu\text{m/s}$ 以上）の発生 ・以下の現象が複数観測された場合 ➢ やや深部を震源とする火山性地震の増加（任意の 24 時間で地震回数が概ね 150 回以上） ➢ ごく浅部を震源とする火山性地震や振幅の小さな火山性微動が増加 ➢ 浅部の膨張を示す地殻変動を確認 ➢ 新たな噴気の発生等熱活動の高まり 【火口から概ね 2 km 以内に影響を及ぼす噴火が発生】 ・火口周辺に降灰する程度の微小な噴火を含め、火口から概ね 2 km 以内に影響がとどまる噴火の発生	噴火の発生がなく、噴煙活動など表面現象が落ち着き、地震・微動が平穏時の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル 1 に引き下げる。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル 1 に下げた後に、再び高まる傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル 2 に引き上げる。
・各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。 ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。 ・火口とは、想定火口域をいう。 ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。 ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベル発表が必ずしも段階を追って順番どおりになるとは限らない（下がるときも同様）。 ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。 ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。		